

ハラスメント撲滅!

大切な社員が辞めない会社にしませんか!

2022年4月から中小企業においても、パワハラ防止対策が義務付けられています。

このようなことでお悩みではありませんか

相談対応の
方法が分か
らない

社内教育が
できていない

ハラスメント対策
に全く取り組め
ていない

使用者の方々

会社内では
解決しきれない… と、

お困りではありませんか?



現場では昔から
これが常識でしたよ!



配置転換なんて
絶対に応じません!



パワハラが怖くて
何も言えない...



職場のハラスメントはどこの会社でも起こる問題です。
大切な社員が安心して働くことができ、良い人材に来てもらうためには
ハラスメント対策は必須です。
ハラスメント対策をどうしたら良いか分からない。そのようなお悩みに
無料で相談にのります。

お問合せ先:

(電話) 080-6302-5051 (FAX) 0859-25-3101

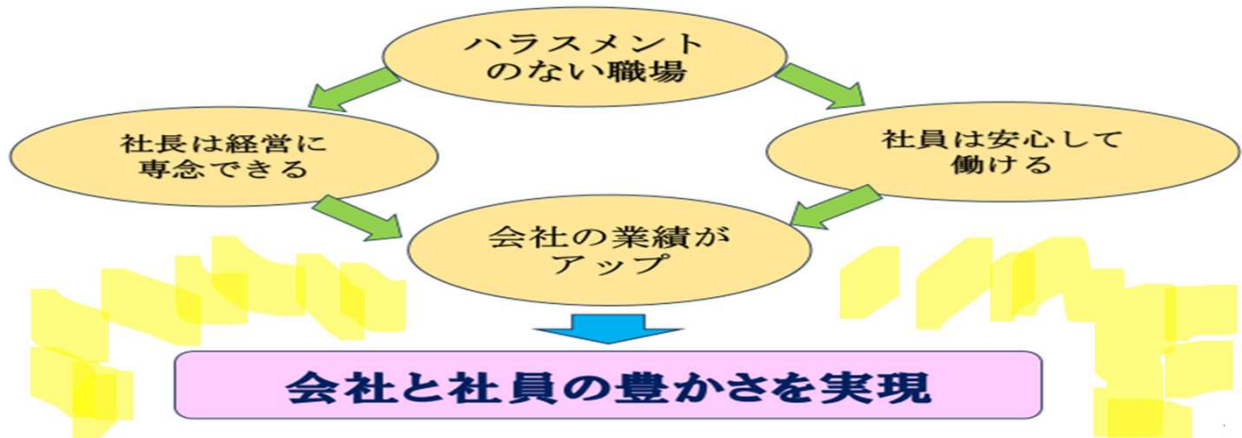
(所在地) 鳥取県米子市大篠津町1952-3

山陰みらい影山社労士事務所 所長 影山 知也

ハラスメント対策&企業内研修プラン

◇ハラスメント対策の相談をされ、希望されれば、ハラスメント対策や企業内研修の支援をさせていただくことは可能です。

	ご支援の例(貴社状況、ご要望によります)
①	ハラスメント対策状況及び課題についてヒアリング
②	対策の導入や改善に関するご提案 ➢ 社内のハラスメント的な言動を洗い出しハラスメントをしないルール作り ➢ 相談窓口の設置と相談対応マニュアルを整備 ➢ 幹部研修、社員研修、相談窓口担当者研修の企画 ➢ 定期的な情報発信、社員アンケートの実施
③	対策の実施及び現状を踏まえた研修の実施
④	取組後のフォローアップ ※ご希望に応じ外部相談窓口を受託します。



取り組まれた企業様の声

◇パワハラで数人の社員が辞めたが、今回社労士と一緒に会社のハラスメントのルール作り、相談体制構築に取り組み、なにがハラスメントになり、どう指導したらハラスメントにならないか理解できた。

◇毎月、相談窓口担当者が自信をもってハラスメント防止通信を発信している。

特定社会保険労務士 影山知也

- ・ハラスメント対策専門社労士として米子市に事務所を開設し、活動しています。
- ・県職員在職時にパワハラを受けたりパワハラの行為者なった経験から、ハラスメント防止に力を入れています。
- ・現在、労働局で労働相談員を行っており、その経験も活かし、ハラ防止に取り組んでいます。

お問合せ先: HPで内容を確認され、お電話またはメールでお気軽にお問い合わせください。

(電話) 080-6302-5051 (FAX) 0859-25-3101
(所在地) 鳥取県米子市大篠津町1952-3
山陰みらい影山社労士事務所 所長 影山 知也

